

新型コロナウイルス感染症 対応ガイドライン

第八版



令和5年3月30日

公益財団法人日本相撲協会

協会員の皆様

このたび、新型コロナウイルス感染症対応に関するガイドラインを制定しました。全ての協会員は、本ガイドラインを熟読し、日常生活や場所中など健康管理や感染予防についてどのように取り組むべきか、各自が真剣に考え、適切に行動してください。

日本相撲協会は、三月場所を厳しい環境下で無観客開催したあと、再度、近隣以外の外出禁止など厳しい感染予防策を行ってきました。これらはすべて、未曾有の危機の中、日本の伝統文化であり国技と言われる大相撲を継承し発展させる大きな責任を果たすためのものです。

力士の四股には、邪悪を土の下に押し込める力があると伝えられています。ウィルスに負けてはいられません。感染症拡大の終息を祈る気持ちを持って稽古で四股を踏み、また、日常生活では本ガイドラインに基づいた感染予防等に真剣に取り組むことによって、七月場所以降も国民の皆様にも迫力ある大相撲をご覧いただけるよう、皆で力を合わせて頑張りましょう。

なお、大変残念なことに、我々は一人の仲間を新型コロナウイルス感染症により失っています。感染して亡くなられた方々への心からの哀悼の気持ち、闘病中の方々の一時も早いご回復を祈る気持ち、また、この間昼夜を問わず従事されている医療関係者の皆様への感謝の気持ちも忘れずにいてください。

令和2年7月13日

理事長 八角 信芳

公益財団法人日本相撲協会
新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
目次

	頁
I 基本方針・対象者	4
II 日常生活における感染予防	7
III 協会員の移動	12
IV—① 本場所開催時の対応（相撲場の衛生環境の整備とマスク対応）	14
IV—② 本場所開催時の対応（協会員の心得）	16
IV—③ 本場所開催時の対応（お客様の感染予防）	21
V 巡業開催時の対応	25
VI 協会員が罹患もしくは罹患疑いと診断された際の対応	26
VII 協会員及び同居者に対する周知徹底、指導	27

I 基本方針・対象者

1 本ガイドラインの基本的な考え方

政府より令和5年1月27日に発出された「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」において、感染症法上の位置づけに関する変更が予定されていることから、以下のガイドラインは変更日までの経過的な方針とする。

変更日以降は業種別ガイドラインが廃止となることから、以降の方針は必要に応じて別途定める。

- (1) 力士を含む協会員全員の健康と安全を確保する対策を整備する。
- (2) 大相撲は多くのファンに支えられている国技である。本場所や巡業に来場するお客様の健康と安全を確保する対策を整備する。
- (3) 感染予防を最大限に行うとともに、万が一、感染者が発生した場合には、適切な処置を実践できる体制を構築する。
- (4) 以上を反映し、協会員及び関係者の感染と、感染した際の重症化を最大限に防止するために、どのように行動・対応するべきかをまとめ、本ガイドラインとして周知する。

2 本ガイドライン制定の前提

- (1) 公益法人として、政府・行政・各自治体の方針、特に、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言にある、感染リスクが高まる「5つの場面」に留意・尊重し、前提としつつ、そのうえで大相撲の特異性を考慮した各種対応を実施する。
- (2) 開催する各自治体には開催要領について事前に相談を行い、了承を得たうえで、開催地の各種感染対策を遵守して実施する。
- (3) 感染症に関する専門家の意見を尊重し、十分な意見交換を行う。今後、政府や各自治体、専門家から、新しい見解が示された場合は、随時本ガイドラインの見直しを行う。
- (4) 本ガイドラインの内容については、協会員全員に周知し、意識・知識・行動を統一する。また、大相撲の運営に関係するすべての取引先・関係者にも、理解と協力を要請する。
- (5) 大相撲を観戦されるお客様にも理解を求め、相撲興行全体として、十分な感染予防・適切な運営がなされるようにご協力をお願いする。

(6) 下記の5点を感染予防（飛沫感染予防・接触感染予防）のための基本的行動とする。

- ① 協会は、政府や都道府県の発出する指針及びその変更を尊重した上で、本場所等の日程を勘案した外出禁止期間等の行動の指針を発出し、協会員はこれを遵守する。
- ② 三つの密（密集・密閉・密接）を避ける。
- ③ 規則正しい生活を送り、適正で正しいマスクの着用や手洗い・消毒・十分な身体的距離の確保を敢行する。
- ④ 相撲場においては法令を遵守した空調設備による常時換気を行い、加えて相撲部屋でも窓などの開放や扇風機等によるこまめな換気を実施する。
- ⑤ 感染が疑われる場合は、師匠を通じ速やかに協会へ報告し、早期に診断を受けて、重症化と他人への伝播を防止する。

3 本ガイドライン制定の手続き

本ガイドラインは、協会が招聘する感染症に関する専門家の監修を受けたうえで、理事会の承認によって制定する。

4 本ガイドラインの対象者

(1) 対象者は下記の通りとする。

- ・ 公益財団法人日本相撲協会 協会員
- ・ 同 職員
- ・ 相撲部屋の女将、マネージャー、同居の者
- ・ 国技館サービス株式会社社員、売店スタッフ
- ・ 相撲案内所の経営者、係員
- ・ 警備、清掃、施設管理等のスタッフ
- ・ 改修工事スタッフ
- ・ 他、取引先の従業員
- ・ 新聞、雑誌、TV等報道各社の記者、スタッフ
- ・ 維持員
- ・ 大相撲にご来場になって観戦されるすべてのお客様

(2) 関係者とその家族、近親者において、発熱や咳、倦怠感等の特有症状を認めた場合には、関係者は、当日の休場・出勤見合わせ・途中退社・観戦見合わせ・医療機関の受診などの対応を速やかに行うこととする。

(3) 関係者とその家族、近親者においては、症状がなくても、普段の生活の中で、最大限の感染予防に努めることとする。

なお、本ガイドラインを実施するにあたって特に重要な項目に、*印をつけて指針とした。

参考：

『マスク着用の考え方の見直し等に伴う、「業種別ガイドライン」、「第三者認証制度」、「イベント開催制限」の事務連絡について令和5年2月10日』内閣府コロナウィルス対策室

https://corona.go.jp/news/news_20230210_02.html

『感染対策インフォメーション令和5年3月24日』内閣府コロナウィルス対策室

<https://corona.go.jp/events/>

『水際対策の実施法方の変更について令和 5 年 2 月 27 日時点版』厚生労働省

https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_sochi_20230227.pdf

Ⅱ 日常生活における感染予防

1 予防策の実施

(1) マスクの着用と十分な身体的距離の確保

感染リスクが高まる「5つの場面」のうちの一つに、「マスクなしでの会話により感染リスクが高まる」とあることに留意して、マスクを着用する。

- *① マスクは必ず品質の確かな不織布製を選び、鼻の形に合わせて隙間がないよう、口と鼻の両方を覆って着用する。

※参考 正しいマスクの着け方『出典：政府インターネットテレビ』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

- ② 協会員をはじめとした関係者は、状況を鑑みて適切にマスクを着用し、自分の口と鼻を守り、自身の感染と人への感染を避ける。特に医療機関受診時や通勤時、混雑した場所に行かざるを得ない場合に、マスク着用を推奨する。

- *③ 咳やくしゃみの際は、周囲の人から、目安2メートル、最低1メートル以上離れて顔をそむけ、ティッシュやハンカチ、袖口で口と鼻を覆う。

- ④ マスクを外す際は、表面には触れずにヒモを持って外し、ビニール袋に入れてゴミ箱に捨てる。

(2) 手洗い・消毒・うがいの励行

- *① 水道のある場所にはポンプ式等の液体せっけん（固形せっけんは不可）と水道のない場所にはアルコール等消毒液を設置し、足で開くゴミ箱か蓋のないゴミ箱を常備する。

- *② 特に外出先や場所から帰宅した際は、入室後すぐに30秒間の手洗い・うがいを念入りに行う。

- *③ トイレ使用後は蓋を閉めてから水を流すとともに、手洗いを徹底し、ペーパータオルを使用してタオルを共用しない。

- *④ 鼻をかんだ時も、その都度、手洗いもしくはアルコール等消毒液による手指の消毒を行う。

- *⑤ 洗面所は頻繁に清掃と消毒を実施し、作業終了後は入念に手洗いとアルコール等消毒液による手指の消毒・うがいをする。

(3) ワクチン接種の推進と、接種できない者を守ること

ワクチン接種は、自らの重症化を予防することが強く期待できるほか、周囲への感染を防ぐための有効な手段の一つであることを理解し、次の事項を実施する。

① (接種の推進)

年寄・力士を中心に肥満・糖尿病などをもち、重症化しやすい協会員が多いこと、大相撲が直接相手と接触する格闘技であり、相撲部屋で共同生活をしていること、多くの方に注目され社会的責任があることから、全ての協会員は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の目的と効果をよく理解し、接種に努めること。

② (接種を受けない者)

ワクチンに対するアレルギー等の理由により接種できない者は、接種を受けた者に比べて感染しやすいこと、感染した際には重症化しやすいことを自覚し、本ガイドラインに記載された対策を、最大限に実施しなければならないこと。

③ (接種を受けない者を守る)

ワクチン接種の効果は時間と共に弱まることを理解し、全ての協会員は、ワクチン接種を受けられない者のほか、ワクチンを受けても抵抗力が弱い者に最大限の配慮を行うこと。

* (4) 屋内の常時換気

新型コロナウイルスのマイクロ飛沫が、屋内に長時間滞留することのないよう、窓や廊下に通じるドアなどを、2カ所以上可能な限り開放し、換気扇や扇風機等を積極的に使用することによりこまめな換気(※)を行って、空気が十分に流れるような対策を実施する。

寒冷な時分には、室温が下がらない範囲内で窓を開けるなどの工夫をすることのほか、直接冷たい外気が入ることによる室温の急激な変化を防ぐため、人がいない部屋の窓を開け、その部屋を通じて空気の流れを作る方法により換気を行う(二段階換気)。

また、空気が乾燥している時は、湿度40%以上を目安に加湿を行う。

※ 常時換気ができないときは、1時間に2回以上、かつ1回に5分以上、窓を開けて換気を行う。

(5) 共用の施設・備品などの清掃と消毒の実施

① 建物内

机、椅子、ドアのへり、ドアノブ、窓の棧や取っ手、手すり、ダンスやキャビネットなどよく触れる場所を、毎日適度に清掃し、アルコール等消毒液で拭き上げ消毒

する。

*② トイレと風呂場

毎日適度に、清掃とアルコール等消毒液による消毒を実施する。

③ 家具・家電

照明・TV やエアコンのスイッチ、ほうきや掃除機、電話機、共用の本なども、毎日適度にアルコール等消毒液で拭き上げ消毒する。

④ 台所

冷蔵庫、電子レンジ、調理台、食器棚なども、毎日適度に清掃し、アルコール等消毒液で拭き上げ消毒する。布巾は頻繁に取り替え、複数の人が使い回しをしないように気をつける。

⑤ 私物

パソコン、スマートフォン、携帯電話そのほか個人のものも、毎日アルコール等消毒液で適度に拭き上げ消毒する。

(6) 体温と体調の継続管理

*① 全協会員は、毎日起床時と就寝時に、体温を計測・記録し、師匠が管理する。

*② 睡眠・休養の確保

体力と健康な体の維持のため、各人が十分な睡眠と休養の時間を確保する。

(7) 食事の仕方

食事の前には必ず、手洗いとうがいをを行う。

(8) 外出の自粛

クラスター発生場所や三密になる場所には行かないように気をつける。

2 相撲部屋における特別な留意事項

感染リスクが高まる「5つの場面」のうちの一つに、「共同生活は感染リスクが高まる」とあることに留意して、家族同様に共同生活を行う相撲部屋では、特に感染予防策を実施する。

(1) 生活上の特段の注意

*① 大部屋の生活上の注意

- i コップは決して共用しない。
歯ブラシの先が互いに触れないよう、洗面具ほか置き場所を工夫する。
- ii 大部屋で就寝時は、可能な限り、頭の方が互い違いになるようにする。
- iii シーツや枕カバーなどの洗濯を励行し、ウィルスの温床にならないようにする。
- iv 窓や廊下に通じるドアなどを可能な限り開放し、換気扇や扇風機等を積極的に使用することによりこまめな換気を行って、空気が十分に流れるような対策を実施する。また、空気が乾燥している時は、湿度40%以上を目安に加湿を行う。

***② 丁髷を結うときの注意 (5~10分所要)**

力士と床山の真横から扇風機などで風をあてながら、風通しの良い場所で行う。

床山 力士の髷を結う床山は、なるべくマスクを着用し、面倒でも一人結び 終わるたびに丁寧に手を洗うか、手指のアルコール消毒を行い、道具もできるだけ毎回紙等でぬぐうことを徹底する。また、会話はやむを得ない場合以外行わないことを徹底する。

***③ 体調管理と稽古の中止**

- i 師匠は部屋付の年寄と連携して所属員の体調管理に努め、体温が37.0℃以上に上がったり特有症状がある等、新型コロナウイルス感染症が疑われた場合は、早急に掛かりつけ医に相談するほか、積極的に検査キットを活用し、早期発見、早期隔離に努め、外出を控える。医療期間の受診など、やむを得ず外出する場合は、マスクを着用する。

また協会に連絡を入れ、協会は医師や専門家のアドバイスを仰ぐ。

- ii 同時に、同人の稽古は休ませ、他の者から遠ざけて食事や就寝場所も別にする。共用のトイレや風呂場などは、普段に増して清掃と消毒を実施する。

***④ 掛かりつけ医との連携**

重症化する可能性のある基礎疾患（慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病、高血圧、慢性の腎臓病、慢性の肝臓病、糖尿病、血液の病気、睡眠時無呼吸症候群などで入院あるいは通院している場合 R3.3.18 厚労省通達）のある者は、通院加療を継続し、師匠と相談の上、掛かりつけ医に体調の変化をこまめに報告・相談できるようにする。

***⑤ 基礎疾患の治療と予防に努めること**

力士は、糖尿病・高血圧・高脂血症などの生活習慣病、蜂窩織炎などの感染

症に罹患しやすいことを理解し、これらの疾患にかからないように生活管理をしっかり行う必要がある。

そのためにも、日頃から自らの健康状態を努めて把握し、罹患している場合には積極的に医療機関を受診し、周囲の協力を仰ぎ、努力して治癒に努め、健やかに強くなるように工夫する。

(2) 稽古時の注意

*① 稽古前

稽古開始前に、必ず下記症状の有無を確認し、管理表に記録する。

師匠は管理表の確認を行う。

体温（起床時・就寝時）

咽頭痛

咳

嗅覚異常

味覚異常

強い倦怠感

その他の症状（頭痛・腹痛・下痢・嘔吐等）

手洗いと手指の消毒、うがいを行ったうえで、稽古場へ入る。

*② 稽古中

i 稽古中に汗を拭くタオルは共用せず、個人のものを使用する。

ii 稽古場の換気には特に注意し、空気が流れているか確認する。

iii 柄杓による水つけは、使い回しによる感染リスクが非常に高いため決して行わない。水分摂取は、必ず各自専用のペットボトルを利用する。

*③ 稽古後

i 稽古終了後は、すぐに手洗いとうがいをし、シャワーを浴びて手指の消毒を実施する。

ii 稽古終了後は、土俵、羽目板、鉄炮柱、水道の蛇口、水場、上がり座敷や座敷のへりなどの稽古場回りを清掃し、念入りにアルコール等で拭き上げて消毒し、作業終了後は手洗いと手指の消毒、うがいをし行う。

iii 力士はできる限り、洗髪回数を増やす。

Ⅲ 協会員の移動

1 基本的な考え方

- (1) 本場所中および前後など、協会が原則外出禁止を決めた場合には、当該期間は不要不急の外出をしない。
- (2) 人との接触の機会を減らす。
- (3) 移動時には、適切にかつ状況を鑑みてマスクを着用し、乗り物等の窓を開けて換気し、会話は最小限とする。
マスクは必ず品質の確かな不織布製を選び、鼻の形に合わせて隙間がないよう、口と鼻の両方を覆って着用する。
- (4) 移動前後には必ず、手洗いと手指の消毒、うがいを行う。ただし、石けんによる10秒以上のもみ洗いと流水による15秒以上のすすぎを行う場合には、消毒をしなくてもよい。

2 通常の移動時の注意

- * (1) 協会員が外出する際にはマスクを適切に着用する。
- (2) 部屋への通いや出稽古の際には、到着したら手指の消毒を行ったうえで入室し、再度手洗いと消毒、うがいを行う。
ただし、石けんによる10秒以上のもみ洗いと流水による15秒以上のすすぎを行う場合には、消毒をしなくてもよい。

3 場所中（部屋と相撲場の移動について）の移動

- * (1) 屋外におけるマスク着用は原則不要となっているが、人との間隔（目安2メートル）を確保できないことや、会話をする場合を鑑み、徒歩や車中を問わず、移動中はマスクを常時着用し、移動前後には必ず手洗いと手指の消毒、うがいを実施する。
ただし、石けんによる10秒以上のもみ洗いと流水による15秒以上のすすぎを行う場合には、消毒をしなくてもよい。
- (2) 場所への往復時は極力立ち寄りせず、飲食物を購入する際は短時間で行う。
- * (3) 公共交通機関を利用する場合は、できる限り混みあう時間帯を避けるようにする。

(4) タクシー、自家用車を利用する場合は、窓を開け換気を行う。また、会話は最小限にとどめる。

* (5) 会場内では、決められた導線のみを通行する。

IV-① 本場所開催時の対応

(相撲場の衛生環境の整備とマスク対応)

1 相撲場の換気および空調の対策

- * (1) 法令を遵守した空調設備による常時換気を行い、加えてドアは可能な限り開放し風通しを確保する。
- * (2) 外気からの風通しを十分に確保できない箇所は、空調の強化のほか、換気扇や扇風機等の積極的な使用により、空気が十分に流れるような対策を実施する。
- * (3) 秋冬などの乾燥する時期は、咽喉の保湿のため、諸室は湿度40%以上を目安に加湿を行う。

2 支度部屋における密集と濃厚接触の回避

- * (1) 相撲教習所を十両の支度部屋とし、幕内・十両および付け人による密集を防ぐ。
- * (2) 力士や床山の濃厚接触状態を避けるため、各力士が一人ずつ、空気の流れを阻害しないよう留意して仕切り板で仕切られたブースで準備および待機できるよう区画を行い、飛沫感染を防ぐ。また、仕切り板は毎日、清掃と消毒を行う。
- * (3) 支度部屋および相撲教習所の手洗い場を改修し、間接的な接触を解消できるようにする。

3 支度部屋ほか各部署控え室・浴室・トイレなどの環境消毒

- * (1) 繰り返し人が触るところや座るところ(机、椅子、ドアノブ、ドアの縁、手摺、柱、棚、冷蔵庫、TVのリモコン、電話機等)の高頻度接触面は、毎日定期的に消毒を行う。
- * (2) トイレ個室には便座クリーナー等の消毒剤を配備し、使用する前に便座の消毒が行えるようにする。
- * (3) トイレ使用後の手洗い場などの水場には、エアータオルは、周囲の十分なアルコール消毒を行うことができる場合を除き、休止してペーパータオルを配備し、ゴミ箱は蓋を取るか、ペダルを踏んで開けるものにする。
- * (4) 力士がマスクを捨てるゴミ箱を設置し、ゴミは頻繁に(45分に1回以上)回収する。
- (5) 花道では、力士の身体が互いに接触しないよう、足下にテープで間隔を表示する。

* 4 アルコール等消毒液の配備

トイレ、手洗い場のほか、部屋の入口、ドアの前など、館内で他の人が触れた可能性のある各所には、手指の消毒のため、アルコール等の消毒液を配備する。

* 5 ファンの方との接触の回避

相撲場の入口付近や花道等に、お客様が集まらないよう、警備員を置く。

6 取材対応について

* (1) 体温記録と行動記録

相撲場で本場所を取材する記者等報道スタッフは、協会員同様に体温を記録し、開催2週間前からの行動記録とともに協会に提出する。

* (2) 記者の導線

記者の導線は力士と交わらないように設定し、通常利用する記者クラブではなく、別途控室を設置して提供する。

* (3) 取材時は記者の人数を絞り、力士らとともにマスクを着用した上で、取材を行う。

両者の間の距離を2メートル以上空け、間に透明シート等を設置する。

Ⅳ-② 本場所開催時の対応（協会員の心得）

1 毎日の体調管理

体温測定（起床時・就寝前）と次の体調確認を行い、師匠とともに毎日確認する。

体温（起床時・就寝時）

咽頭痛

咳

嗅覚異常

味覚異常

強い倦怠感

その他の症状（頭痛・腹痛・下痢・嘔吐等）

2 新型コロナ感染症が疑われる場合の出場要件

(1) 当日に発熱等の症状がある場合

(体温が 37.5 度以上の場合)

- *① 起床時の検温で、37.5 度以上であった場合および前述の症状が見受けられた場合には、師匠は当人に稽古を休ませ、隔離の上、医療機関を受診する等して、PCR 検査あるいは抗原検査を受検する。検査結果が陰性であれば、当日出場可能とする。

(37.0 度以上の体温が 2 日間続いた場合)

- *② 起床時、もしくは就寝時の検温で、37.0 度から 37.4 度が 2 日連続で続いた場合も、師匠は当人に発熱 2 日目の稽古を休ませ、隔離のうえ、医療機関を受診する等して、PCR 検査あるいは抗原検査を受検する。検査結果が陰性であれば、当日は出場可能とする。

※ なお、(1)(2)の該当者が出た時点で、共用のトイレや風呂場、食堂、接触した箇所をアルコール等消毒液により消毒する。

(場所前の 2 週間以内に 2 回陰性の場合)

- *③ 場所前の 2 週間以内に PCR 検査あるいは抗原検査を 2 回受検し、2 回とも検査結果が陰性の場合には、場所中に 37.0 度以上になっても平常範囲内であるとして、PCR 検査・抗原検査の受検は不要とし、(1)に該当しない限り出場可能とする。

(他の病気が明らかな場合)

- *④ 37.0 度以上であって、蜂窩織炎・扁桃腺炎等、他の病気の可能性が高い場合は、まず掛かりつけの病院を受診し、発熱の原因が明確な場合は、PCR 検査・抗原検査は不要とし、当日より出場可能とする。

原因が断定できない場合は、PCR検査あるいは抗原検査を受検し、検査結果が陰性の場合、当日より出場可能とする。

(休場届)

- *⑤ 上記①および②の2日目までに該当する場合、師匠は速やかに審判部に対し、発熱者の休場について所定の様式によって届け出を行い、若者頭に連絡する。
その際には、医師の診断書の提出を必ずしも要しない。

(2) 罹患歴のある者が再度陽性と判定された場合

罹患歴のある者が検査により陽性の判定となった場合には、感染症に関する専門家の指示に従い、原則、再度PCR検査を受検し、その判定が陰性の場合、出場可能とする。

上記の再検査の判定結果が陽性の場合でも、専門家が既に他人に感染させる恐れがないと判断した場合には本人は休場とするが、濃厚接触者と見なされた同部屋の力士等は、PCR検査の結果が陰性で、専門家が他人に感染させる恐れがなくなったと判断した場合には出場可能とする。

(3) 罹患後に回復した者の休場と外出

罹患し入院等の加療を受けたのち、全ての症状がなくなり回復した者で、医師により他人に感染させる恐れがなくなったと判断を受けた場合には、出場することができる。

(4) 罹患者の濃厚接触者

罹患した者の濃厚接触者と推定される者は、感染している可能性があるため、判明した日は休場とする。症状がなく、かつ行政のルールに則った検査を行った結果、所定回数の陰性が確認された場合には、その翌日から出場することができる。

(5) 読み替え

上記の出場要件は、本場所のほか、巡業等の大相撲興行においても準用する。

3 場所入り時の注意

- * (1) 場所入りの際には、必ずマスクを着用する。マスクは必ず品質の確かな不織布製を選び、鼻の形に合わせて隙間がないよう、口と鼻の両方を覆って着用する。
- * (2) 場所入りの際、必ず入口で手を消毒してから相撲場に入る。入場後には、手洗い、手指の消毒とうがいをを行う。

- * (3) 一度相撲場に入った後の、途中外出を禁止する。食事は館内の所定の場所で行い、その際は互いに間隔を空け、会話を最小限にする。
- * (4) 水分補給は自分専用のペットボトルを利用し、回し飲み等による間接的な接触感染を回避する。飲み終わったペットボトルは速やかに処分する。

4 相撲場における過ごし方

- (1) 協会員が相撲場に集うときは特に、手指の消毒に気を遣い、館内でもマスク着用とする。
- (2) タオルは共用せず、トイレ利用後の手洗い時は、ペーパータオルの使用を徹底する。
- * (3) 支度部屋（力士）
 - ① 支度部屋でもマスクを着用し、支度部屋を出て花道に向かう際にはマスクをゴミ箱に捨てる。その際、マスクの表面に触れず、ひもをもって外す。支度部屋に戻り次第、新しいマスクを付ける。
 - ② 付け人や床山との会話は極力控え、滞在時間は短縮するよう心がける。
 - ③ 特に幕内力士および十枚目力士は土俵入りの前後に非常に混み合うため、体が接触しないよう注意する。
- * ④ 床山が十両以上力士の大銀杏を結う際（15～20分所要）

力士と床山の真横から扇風機などで風をあてながら、風通しの良い場所で行う。

 - * i 力士 床山に髻を結ってもらう間、必ずマスクを着用し、会話をしない。
 - * ii 床山 床山は、元結をくわえて結ぶ時以外は、原則必ずマスクを着用し、面倒でも一人結び終わるたびに丁寧に手を洗うか、あるいは十分に手指のアルコール消毒を行い、道具もできるだけ毎回紙等でぬぐうことを徹底する。また、会話は止むを得ない場合以外行わないことを徹底する。
- * (4) 浴室（力士）

計画的に時間差による利用を心がけ、濃厚接触を回避する。せっけん、シャンプー、タオルや洗面器などは、自分専用のものを持参して使用し、共用しない。また、浴槽には湯を貯めず、シャワーのみで汗や汚れを落とす。

(5) 土俵脇に控える呼出

土俵脇に控える呼出は、力士との身体を拭いたタオルや座布団の受け渡しや、呼出間で箒や如雨露等の受け渡しを行う等、他人がふれたものに触る際に手指を消毒するため、東西土俵脇のお客様から見えにくい所のほか、動線上に自動噴射式のアルコール等消毒液を配置し、動作を一つ終えるごとに必ず手指を消毒する。

* (6) 各部署控室（行司、若者頭、世話人、呼出、床山）

時差出勤、早めの退勤など、計画的に時間差による利用を心がけることにより、濃厚接触を回避する。

十分な換気の確保が難しいことから室内ではマスク着用とし、目安2メートルの間隔がとれるように座り、会話は最小限にとどめ、入室時の手洗いと手指の消毒を徹底する。

* (7) 食堂

協会員が食事をする場合は、所定の食堂を使用する。食堂では一テーブルに1名のみ、向かい合わずに着席するものとする。

食事中にマスクを外している間の会話は禁止とし、会話をするときはマスク着用の上、最小限にとどめる。

また、食器は当日の連続使用を行わず、消毒をした後、翌日まで乾燥させる。

自動茶器は使用不可とし、飲料はペットボトルのみとする。

1日数回、テーブルとイスの清掃・消毒を行う。

* (8) その他会議や打ち合わせ

参加者全員の適切なマスク着用を徹底する。場所は法令を遵守した空調設備による常時換気を行い、加えて窓やドアの開放および扇風機の併用により換気を確保して、できる限り風通しのよい部屋とし、適切な参加人数、互い違いに座る、相互の距離（1メートル以上）に十分に配慮し、終了後の清掃と消毒を徹底する。

5 取組後の衛生対策

力士、行司、呼出、床山は、取組後は互いの汗や呼吸、発声により濃厚接触したとみなされることから、相互の健康維持のために、十分な注意を払わねばならない。

* (1) 取組後は必ずシャワーを浴び、うがいと手指の消毒を行う。タオルは必ず自分のものを使用し人に使わせてはならない。また、人のものを使用してはならない。

* (2) 力士は部屋へ帰着後は、まず十分な手洗いと手指の消毒、うがいを行う。

(3) 丁髷を結う際の注意 (5～10 分所要)

力士と床山の真横から扇風機などで風を通しながら、風通しの良い場所で行う。

- *① 力士 床山に髷を結ってもらう間、必ずマスクを着用し、会話をしない。
- *② 床山 力士の髷を結う床山はなるべくマスクを着用し、面倒でも一人結び終わるたびに丁寧に手を洗うか、あるいは手指のアルコール消毒を行い、道具もできるだけ毎回紙等でぬぐうことを徹底する。
また、会話はやむを得ない場合以外行わないことを徹底する。

6 ファンとの接し方について

新型コロナウイルス感染症の影響がなくなると政府の判断が明らかになるまでは、互いを感染から守るため、目安2メートルの対人距離を確保し、ファンなどお客様とは握手したり身体をさわらせるなどの行為は行わない。

Ⅳ－③ 本場所開催時の対応（お客様の感染予防）

1 感染防止策を講じた開催方法の検討

- * (1) 3つの密（密集、密閉、密接）を避けるために、政府の方針や感染症の専門家の意見に応じて、観客の人数制限や開場時間帯の短縮、時間差退館、当日券の窓口販売の中止などの対応を行う。
- * (2) 入場券の販売時には、あらかじめ次項に記載する体温感知等により入場制限を行うことを告知する。
- * (3) お客様の移動導線を整備し、着席するレイアウト（人と触れ合わない距離の間隔を保つ等）を検討する。
- * (4) 館内の換気環境を整え、アルコール等消毒液による手指の消毒を要請し、各所の消毒を徹底する。
- * (5) 入場者規模により人との間隔が近くなることから、お客様に対し、マスクの常時着用（マスクは必ず品質の確かな不織布製を選び、鼻の形に合わせて隙間がないよう、口と鼻の両方を覆って着用頂く）・ご声援の自粛・客席での飲食の自粛を、ポスター、チラシ、場内放送、館内を見回ってお声かけする等により要請する。
- * (6) 万が一、感染者が発生した場合は、ホームページで公表する。
その際に濃厚接触者にあたる可能性のあるお客様を追跡できるよう、入場券の販売はネット販売に限ることにより購入者の情報を把握し、入場券の半券を14日間、手元で保管して頂けるよう、予め場内アナウンスによりご案内する。

2 来場するお客様に対する感染予防策

(1) 入場時制限の実施

① 入場制限に関する事前告知の実施

以下の事項につき、事前に協会公式ホームページにおいて詳細を告知し、入場券販売時の説明、入場券裏面への簡易な説明の記載を行う。

② PCR検査等において陽性と判定された感染者の方、および陽性と判定された方の濃厚接触者にあたりと推定される方のご来場は、症状の有無によりその後所定期間の自宅待機を経る、或いは所定回数の陰性の判定を得た場合で、特有症状が何もない方に限る。

ワクチン・検査パッケージの制度が導入された際には、上記に代わり、接種済み証の確認および検査の方法を告知して、実施する。

- *③ 入場時の発熱症状のチェックを行う。
発熱および新型コロナウイルス感染症の特有症状が疑われるお客様にはお尋ねして入場をご遠慮頂くため、入場時の体温チェックを行う。
37.5 度以上の発熱を感知した場合には再検温を実施し、再検温においても 37.5 度以上の場合は入場をご遠慮頂き、入場券代等の払戻しを実施する。
- *④ 咳やくしゃみがひどいと見受けられる場合にも、観戦をご遠慮いただく場合がある。
- *⑤ お客様には、目安 2メートルの触れ合わない程度の間隔を空けて並んで頂き、できる限りスムーズな入場ができる体制をとる。
- *⑥ 相撲終了後は、お客様が相撲場から一度に退出して三密にならないよう配慮し、分散してお帰り頂けるようご案内する。

(2) お客様への手指の消毒、マスク着用等のご案内

各所に手指のための消毒液を配備し、ご案内する。

(3) 観覧席の消毒の実施

- *① 毎日相撲終了後には、館内全域の清掃と消毒を行うが、とりわけ柵、椅子、座布団については、翌日のお客様に安心してお越し頂けるよう、入念な消毒を行う。
 - *② 柵席にご用意する座布団は、お客様と直に接することから、感染拡大防止のため、座布団を投げることをしないよう、場内アナウンスにより繰り返しご案内し、注意喚起と啓蒙に努める。
- * (4) 館内の風通しの確保と消毒の徹底

アリーナと建物の開口部は可能な限り開放して、外気からの風通しを確保し、館内における法令を遵守した空調管理のほか、換気扇や扇風機等の積極的な使用により、空気が十分に流れるような対策を実施する。

館内の高頻度接触面を中心に、丁寧な消毒を頻繁に行う。

- ① トイレ
- ② 手すり、ドアのへり、ベンチ、座席
- ③ 自動販売機のプッシュボタン
- ④ エスカレーターの手すり (エレベーターは休止する)

(5) 館内のおもてなしの検討

(飲酒・食事の縮小)

- *① 飲酒・食事中は一定時間マスクを外し、お客様同士の飛沫感染のリスクが増すことから、当面は飲食物の販売縮小、飲酒はお一人小ビン1本程度までとする等のルールを周知する。
飲食が許可される場合においては、場所と時間を制限してご案内する。

(専用スペースでの飲食)

- *② 専用スペースで飲食が許可される場合で十分な広さが確保出来ないときには、食事をされたいお客様のため、席を向かい合わないよう設置、あるいは仕切りパネル等によって区切るほか、アルコール入除菌シートの配布等の感染対策を施す。

(観客席での飲食)

- *③ 専用スペースのほか、観客席においても飲食が許可される場合には、食事中にマスクを外している間の会話は禁止とし、会話をするときにはマスク着用の上、最小限に留めて頂くようご説明する。

(売店)

- *④ 売店の販売員と購入者を、できるだけ難燃性の高い透明アクリル版、状況によってはビニールシートで隔て、飛沫を防ぐ。
ビニールシートの材質は、公益財団法人日本防災協会が定める防災性能基準を満たすものとし、原則として同協会が認定した製品を使用する。
設置の際は消防当局の指導に従い、白熱電球等、熱源となるものの近くを避ける。
- ⑤ お客様の列によって売店やトイレの前が密にならないよう、床にマーキングを施し、列の整理を行う。
- *⑥ 商品を渡す者と代金授受を行う者を明確に分け、それぞれ手袋を着用し、接触感染を防ぐ。

(喫煙)

- *⑦ 喫煙はマスクを着用せずに息や煙を出し感染リスクが増すことから、喫煙所は換気が十分確保出来る場所に設置し、設備の数は縮小する。
また、マスクを外している間のマイクロ飛沫による感染防止のため、会話を自粛して頂けるよう、啓蒙ポスターを貼って注意を促す。
- ⑧ 館内の冷水機は休止する。

3 力士等とのふれあいの機会を縮小することについて

* (1) 取組中のお願い

大声での声援や観客同士のハイタッチ等は、飛沫感染や濃厚接触の恐れがあるため、遠慮して頂き、拍手を推奨する。また、花道や通路等で力士に触れる行為を禁止する。

(2) 会場外でのお願い

- * ① 会場建物の外や敷地外におけるファンの方の入り待ち出待ちは、密集になり易いことや、特に大声で力士の名前を呼ぶなどによりお客様同士、力士とお客様間において感染リスクが高いため、皆様には丁寧に説明してお帰り頂くようご案内する。
- * ② お客様と力士を含む関係者との握手やサイン等は、政府等の判断により感染リスクが低くなったと判断されるまで、ご遠慮頂くようご案内する。

V 巡業開催時の対応

勸進元にお願ひする事項

巡業会場の設営は協会ではなく、協会と巡業開催契約を結んだ勸進元（興行主）が行っている。

従って、会場における新型コロナウイルス感染症の感染防止については、第一義的に勸進元（興行主）が対策を講じることになるが、協会は勸進元に対し、本ガイドラインをもとに、「大相撲巡業感染対策マニュアル」を制定して提供し、本場所における協会員、関係者およびお客様の感染防止に関する対策について十分な説明を行い、その遂行をお願ひし、これに対し協会は最大限の協力をを行う。

VI 協会員が罹患もしくは罹患疑いと診断された際の対応

1 協会員が罹患と診断された場合の対応

- * (1) 医師または、検査により罹患と判断される場合は、師匠は協会事務局へ至急連絡し、協会は感染症の専門家に相談し、指示を仰ぐ。本場所は直ちに、症状により5日間または7日間の休場とする。
 - * (2) 入院を要する者が65才以上、或いは基礎疾患を有する者で酸素吸入やコロナウイルス治療薬の投薬が必要な場合以外は、自身により都道府県の健康フォローアップセンターに連絡し、健康観察を受ける。
ただし、年寄や力士等の多くは疾病の診断がなくても基礎疾患にあたることから、症状の急激な変化に注意し、必要に応じて保健所に報告を行い、指示に従って対応する。
 - (3) 食事の提供
 - * ① ホテルもしくは部屋に隔離となった場合、食事などの世話をする者は1人に限定し、世話をする際には毎回マスク（マスクは必ず品質の確かな不織布製を選び、鼻の形に合わせて隙間がないよう、口と鼻の両方を覆って着用する。）と手袋を着用し、使用したマスクと手袋は、離れるたびにビニール袋に入れて閉じて捨てる。その後、手洗いと消毒・うがいを念入りに行う。
 - * ② 該当者の食器は、できる限り使い捨ての容器を使う。使用後は使うたびにビニール袋に入れて閉じて捨てる。その後、手洗いと消毒・うがいを念入りに行う。
 - * (4) トイレの使い分け
トイレが複数ある場合は、症状がある者とない者のトイレを別にする。
一ヶ所しかない場合は、症状がある者が使用した後は、毎回清掃と消毒を行う。
 - * (5) トイレの消毒方法
該当者使用後のトイレは、次亜塩素酸ナトリウム(1,000ppm)水溶液、またはアルコール(エタノール又は2-プロパノール)(70%)水溶液による清拭(特にドアノブ、ペーパーホルダー、水栓レバー、便座)を毎回実施する。
共用トイレのウォッシュレットは、ノズルを清潔に管理できない場合は使用しない。急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、その都度清拭する。
- * 2 症状のある者や罹患と診断された場合の移動について

できる限り公共交通機関やタクシーを使用せず、自家用車を使用する。

VII 協会員及び同居者に対する周知徹底、指導

1 年寄総会や師匠会を通じた周知の徹底

各部屋への通知に加え、実施方法への理解を深めるため、年寄総会や師匠会において説明会や勉強会を実施し、対策を周知する。

師匠会や年寄総会を開催する際には、下記を徹底する。

- ① 適度なマスクの着用（司会や講演者も含め）
- ② 入室時の手指消毒
- ③ 削除
- ④ 削除

2 部屋所属員との共有

各師匠は、師匠会で周知が図られたすべての事項について、部屋に所属する全ての年寄、行司等に対して本ガイドラインの内容について説明し、それぞれの部屋の事情に合わせ、より有効な方法を実施する。

改訂履歴

初版	令和 2 年 7 月 13 日
第二版	令和 2 年 8 月 31 日
第三版	令和 2 年 10 月 19 日
第四版	令和 3 年 4 月 1 日
第五版	令和 3 年 5 月 27 日
第六版	令和 3 年 12 月 2 日
第七版	令和 4 年 12 月 1 日
第八版	令和 5 年 3 月 30 日

公益財団法人日本相撲協会